

委員会運営内規

制定 平成5年6月25日

(目的)

第1条 この内規は、定款第43条に定める委員会の運営に関する必要事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 委員会の種類は、総務委員会、財政委員会、編集委員会、学術委員会、国際交流委員会、倫理委員会および利益相反委員会とする。この他にも必要に応じて委員会を設置することができる。

(委員会の業務)

第3条 各委員会は、定款第5条に定める事業に関し、専門的事項について調査検討し、関連する必要な活動を行うほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 理事長の諮問事項に対する答申
- (2) 理事長に対する建議
- (3) その他必要と認める事項

(委員の数)

第4条 各委員会を構成する委員の数は若干名とし、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第5条 委員の資格は、理事の他、理事長が必要と認める者とする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1期とする。ただし、補欠委員の任期は退任した委員の残任期間とする。

(委員長)

第7条 各委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長が委員の中から任免し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 委員長は、委員会を統括する。

(委員会の運営)

第8条 委員長は委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代行する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決める。

(小委員会の設置)

第9条 委員会は運営上の必要に応じて、理事会の承認を得て小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は委員会の定める方針に従って業務を行い、その結果を委員長に報告する。
- 3 小委員会委員は委員会が選任し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 小委員会は、委員会が業務終了と認めた時には、理事会の承認を得て解散する。

(理事長に対する報告)

第10条 委員長は、審議、決議並びに処理事項を速やかに理事長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第11条 各委員会の庶務は事務局が行う。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この内規は、平成5年6月25日から施行する。
2. 変更内規は、平成13年6月15日から施行する。
3. 委員会・小委員会出席者への旅費支給は、常任理事会の議を経て行う。
4. 変更内規は平成17年1月28日から施行する。
5. 変更内規は平成17年6月24日から施行する。
6. 変更内規は平成23年11月9日から施行する。
7. 変更内規は平成25年1月25日から施行する。